

契約リスクと責任分担ルール～日英比較による分析～

京都大学大学院 学生会員 大西 正光
 大本俊彦建設プロジェクトコンサルタント 正会員 大本 俊彦
 京都大学大学院 フェロー 小林 潔司

1. 目的

建設工事では、多くの予見できない不確実な事象に遭遇する。また、複雑多岐に亘る工程のために、品質管理体制を常に完全に保つには多くの困難がある。このような建設工事特有の条件により、工事請負者は完全に契約内容通りに施工することができず、発注者は損害を被るリスクにさらされる。建設請負契約では売買契約と異なり、契約破棄が認められることは通常ない。本研究では、契約リスクとして瑕疵責任と工期の遅延を取り上げ、発生する損害の責任分担ルールが如何に決定されるかを英国と日本のケースを比較することによって考察し、日本の建設請負契約約款である公共工事標準請負契約約款（GCW）の特徴および問題点を指摘する。

2. 建設契約と適用法

建設契約に関する一般的な定義は存在しないが、日本では建設契約は民法における請負と見なされる。一方、コモンローの国、英国では契約の一般法やいくつか関連した法律から規定される。法治国においては通常「契約の自由」が認められているが、その解釈・運用、不履行や違反の際の当事者の権利・義務等はすべて適用される法（適用法）の支配を受ける。日本のGCWや英国のICE等の標準契約約款はそれぞれの国の法と整合のとれた内容になっている。またFIDICは国際工事に広く用いられる標準契約約款であるが、これは契約の自由に基づく建設契約として適用法の支配を受けながら国際的に共通の基盤を与えるものである。

3. 瑕疵責任と責任分担ルール

請負者の主要な義務は、建造物を完成させることである。建造物が設計仕様に応じていないという事態は、瑕疵（defects）という形で起こる。瑕疵とは、建造物のある品質が契約により定められた要求を満たしていないことをいう。瑕疵の原因が原材料にある場合は、日英とも請負者は過失の有無に関わらず責任を負う。原因が施工（workmanship）にある場合は、日英に明確な差が見られる。英国の法制度の下では、瑕疵を契約不履行として扱われ、請負者の責任はその業務にとって通常期待される技量をもって施工したかどうか、払われるべき合理的な注意を払っていたか否かによって判定される。そこで、ICEやFIDICでは「維持補修期間（maintenance period）内に発見された瑕疵に関しては彼の怠慢（negligence）によるものであるか否かに関わらず彼が修復する義務を負う。」と規定している。これによって、怠慢によらない瑕疵に対する請負者の修復義務を確実なものとし、発注者のリスクを減少させている。通常1年の維持補修期間が終了しても時効法により通常契約において6年間、捺印契約では12年間、発注者は請負者の欠陥工事に対して法的行動を起こすことができる。

日本の請負契約では民法634条において、瑕疵が隠れたるものであるか否か、怠慢によるか否かに関わらず、請負者は瑕疵に対する責任を負う。GCWの37条は民法の請負契約に規定に整合の取れた形で、請負者による瑕疵の際の発注者の権利を規定している。さらに、請負者は瑕疵の原因が発注者によって支給された材料あるいは発注者の指示に帰する場合を除いて、請負者の過失に帰するか否かに関わらずその責任を負う。瑕疵の原因が原材料にあらうとにあらうと、責任の配分に差はない。つまり日本の請負者は英国法の下では瑕疵責任に対する抗弁となりうる妥当な水準の技術と注意義務を遂行するだけでは十分ではない。瑕疵責任期間において、民法で一般的に1年、(a)構造物や特に土地に付随したものであるいは土地は5年、(b)建造物が石、土、レンガや金属によって作られたものは10年とされているが、GCWでは(a)は1年、(b)は2年に短縮される。日本の

キーワード 建設契約， 契約リスク， 瑕疵責任， 工期， 予定損害賠償

連絡先 〒606-8501 京都市左京区吉田本町 京都大学大学院工学研究科土木工学専攻 TEL 075-753-5073

契約約款には ICE や FIDIC における維持補修期間といった条項は存在せず、請負者の瑕疵に対する工事完成後の厳格責任を瑕疵責任期間のみ負い、それ以降は故意又は重大な過失以外は責任を負わない。逆に発注者は厳格責任により瑕疵の損害から保護されているようであるが、実際はその後の瑕疵リスクは全て負っている。

4．工期と予定損害賠償

請負者が自己の責任か否かを問わず様々な理由により、建設工事が時間通りに終了できないことはしばしば起こる。当事者のある行為や怠慢が工期に関して契約不履行という結果を導き、他方の当事者が契約外に救済措置を求めるといった状況を避けるため、建設工事の標準請負約款は工期の延長や予定損害賠償を含んだ多くの条項を規定している。建設契約での工期の延長に関する条項の目的は請負者の責によらない遅延に対して予定損害賠償が適用されないよう工期を延長し、また、契約違反の名目で請負者に過失がないのに契約を破棄されることを避け、ならびに工期の拘束がなくなるというデメリットから発注者を保護することである。

コモンローにおいて、工事の遅延に対する損害賠償は予定損害賠償または遅延により被った実質被害に対して補償される。予定損害賠償に関する条項は法的手続なしで契約違反に対する損害賠償を確定するための契約手続を規定している。予定損害賠償は遅延により被ると予想される損害を純粋に見積もった金額であるとされる。これは違反を犯した当事者に対する「脅迫」の役目を果たす罰則（penalty）と区別される。予定損害賠償は請負者の完成遅延に対する損害賠償を求める発注者の徹底した権利である。これに対して、日本の法体系のもとでは損害額の予定は、民法第420条において損害賠償を事前に見積もった金額とされる。法廷は契約で合意された金額を変更する権利を持たないが、罰則を科した特約が公序良俗に反するとして無効になった判例があり、予定損害賠償が懲罰であってはならないという概念は日英共通である。

一方、工事の完成の定義に対して日英に明確な差が見られる。ICE では「実質的な完成（substantial completion）が完成とみなされる」として、請負者が維持補修期間の間にまだ終わってない工事（outstanding works）を終わらせることを認めている。一方、GCW には「実質的完成」や「維持補修期間」といった概念は存在しない。工事はすべて工期までに終了しなければならず、工事の完成は、監督者（発注者の代理人）によるすべての試験・検査を合格した上で監督者に承認されなければならない。合格できない場合、請負者は原則的には工期内にその部分を修補しなければならない。しかし、工事が監理者により指定された期間内ではあるが、工期よりは遅れて修補・改造された場合に、請負者が予定損害賠償を支払う義務を負うか否かが明確でない。問題となるのは、工事が瑕疵を含みつつ完成されたのか、単に終わってないのかということである。法廷は、「請負契約が工事の最終施行段階で放棄された場合が未完成であり、工事が最終段階まで履行されたが完全でないため修補が必要である場合、工事が瑕疵を含む」と判断している。予定損害賠償規定が実際の建設契約に対してどの程度きっちりと適用されているかはあまり知られていないが、発注者・請負者の双方が、「請負者が即座にまたは監理者により指定された期間内に修補・改造された場合、工事は工期内に完成された」と見なされると判断しているように思われる。

5．おわりに

建設工事において、契約条件通りに施工されないときに発生する損害に対する法的救済（remedy）は契約違反（breach of contract）に対する損害賠償として扱われる場合と契約条項に従って（under the contract）処理される場合があり、これは日英共通である。ICE や FIDIC と GCW で契約条項は異なり、日英における瑕疵責任の分担を明確化した。さらに、GCW における工期遅延の予定損害賠償規定が曖昧であることを指摘した。

参考文献

- The Institution of Civil Engineers: Conditions of Contracts for Use in Construction with Works of Civil Engineering Construction, 5th ed., 1979.
- Federation Internationale Des Ingenieurs Conseils (Condition of Contract for Works of Civil Engineering Construction), Part 1 General Conditions, Fourth edition, 1987.
- 中央建設業審議会：公共工事標準請負契約約款，改訂版，1995。